

平成27年度 改定度版

## 排出事業者・収集運搬者の皆様へ

～平成23年度契約分より、車両空車重量登録方法が変わります～

平成27年7月

★平成23年度の申込から、府県登録の計量証明書は使用できません。

下記登録方法（変更後）②、③については、事前にセンターの基地で空車重量の計量を実施しなければ車両登録ができません。

○ダンプ車、コンテナ車について、それぞれ下表変更後①～④のとおり変更となります。下記の記載事項に留意していただき、契約申込時まで添付書類等をご準備下さい。

車種	登録方法（変更前）	登録方法（変更後）	申込時の添付書類等（変更後）
ダンプ車	車検証どおりの車両重量による登録	① 車検証どおりの車両重量による登録	車検証(写)を添付（従来どおり）
	府県登録の計量事業所が発行した計量証明書による登録	② 事前にセンター各基地で空車重量を計量し、発行した「空車重量計量票」による登録	事前に基地で発行された空車重量計量票(写)と車検証(写)を添付
コンテナ車	府県登録の計量事業所が発行した計量証明書による登録	③ 同一のコンテナボックスのみ使用の場合は、事前にセンター各基地で空車重量を計量し、発行した「空車重量計量票」による登録。	事前に基地で発行された空車重量計量票(写)と車検証(写)・申立書・車両の後方及び側面の写真を添付
		④ 複数のコンテナボックスを使用する場合は、車両重量の事前登録をせず、毎回搬入時に基地で2回計量を行う。	車検証(写)・申立書（車両の後方及び側面の写真は、省略することができる）

詳しい内容については、次ページをご確認下さい。

## ○車検証記載の車両重量での登録について（変更後）「①」の場合

- ・ダンプ車の車両重量は、車検証記載の車両重量での登録が原則となっています。車検証重量と実車の重量に大きな差がない場合は、車検証重量での登録をお願いします。（車検証重量での登録であれば、事前に基地で空車重量を計量する必要はありません。）

## ○各基地での事前空車重量計量について（変更後）「②及び③」の場合

- ・平成23年度契約より、従来の計量証明書による車両重量の登録を廃止し、センター各基地で事前に計量・発行した「空車重量計量票」を使用します。申込までに必ず基地で空車重量の計量を行い、申込時に「空車重量計量票」の写を持参して下さい。
- ・搬入後の計量、搬入基地以外の基地でも計量が可能です。搬入車証があればお持ちください。  
※搬入後の計量の場合は、車両の荷台部分に廃棄物の付着物が残っていないことを確認のうえ、計量を申し出てください。また、車両の荷台部分に廃棄物の付着物が残っている場合には、計量を断る場合があります。
- ・計量時乗員は運転手1名のみとし、計量時の重量を登録重量とします。
- ・③については、「申立書」、「車両の後方及び側面の写真」が必要となります。（「申立書」は、1月よりホームページに掲載します。）
- ・事前空車計量は、平成23年1月5日（水）より各基地で実施します。

## ○2回計量について（変更後）「④」の場合（コンテナ車に限る）

- ・対象はコンテナ車両のうち、1台が複数のコンテナボックスを使用することが必要と認めた場合に限ります。
- ・9時～9時30分の間は、混雑緩和のため申し訳ありませんが搬入はご遠慮願います。また状況により受入に時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・「申立書」が必要となります。（「申立書」は、1月よりホームページに掲載します。なお、「車両の写真」は、2回計量の場合に限り省略できるものとします。）  
※受入基地によっては、受入業務に支障をきたす恐れがありますので、できるだけ③のとおり、同一のコンテナボックスを使用してくださいようお願いします。

## ☆車両重量確認検査について

- ・車検証重量以外での登録車両、コンテナ車両を対象に、随時車両重量の確認検査を実施します。ご協力よろしくをお願いします。
- ・検査の結果、登録重量に大きな差があった場合は、過去に遡って請求することがあります。

問合せ先 

本社	業務課	Tel	06 (6204) 1722
----	-----	-----	----------------

大阪建設事務所（泉大津分室）	Tel	0725 (22) 2570
----------------	-----	----------------